

2027年国際園芸博覧会茨城県屋外出展運営業務委託
に係る企画提案プロポーザルの公告

一般公募型プロポーザル方式による受託者の公募について、次のとおり公告する。
本プロポーザルについて参加を希望する者は、以下により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和8年10月21日

2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会 会長 清水 充

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

2027年国際園芸博覧会茨城県屋外出展運営業務

(2) 委託業務の内容

「2027年国際園芸博覧会茨城県屋外出展運営業務委託仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

ア 屋外出展の運営業務

①運営

②計画及び運営マニュアルの作成

③必要物品の調達及び維持管理等

イ 来場者の記録及び測定

ウ 実施体制の構築

(3) 提案を受ける全体期間

令和8年度の契約締結の日から令和9年11月30日まで

なお、本プロポーザルは、令和8年度及び令和9年度にわたる業務について、一体的な企画提案を求めるものであり、選定された事業者と年度ごとに契約を締結する予定である。

(4) 契約の締結方法

本プロポーザルにより選定された者との契約は、業務の実施期間に応じ、以下のとおり分割して契約を締結するものとする。

ア 令和8年度委託契約

(ア) 契約期間

契約締結日（令和8年11月予定）から令和9年3月31日

(イ) 業務内容

屋外出展の事前準備・体制構築、開幕に伴う初期運営業務等

イ 令和 9 年度委託契約

(ア) 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日まで

(イ) 業務内容

屋外出展の期間中の運営業務、事業完了業務等

(5) 令和 9 年度契約における特記事項

本業務のうち令和 9 年度に実施する業務については、令和 9 年度予算が成立しなかった場合、契約を締結しない。この場合において、契約を締結しなかったことに伴って受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わない。

(6) 委託業務の上限額

総額 59,186,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）令和 8 年度分 8,821,000 円

令和 9 年度分 50,365,000 円

令和 9 年度分については、令和 9 年度の予算成立を条件とするものであり、予算の成立状況によっては変更となる可能性がある。

※この金額は本業務の規模を示すものであり、予定価格を示すものではない。

2 担当部局

2027 年国際園芸博覧会茨城県実行委員会事務局（茨城県土木部都市局都市整備課内）

担当：千葉、下山田

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

T E L : 029-301-4617

F A X : 029-301-4669

Email : green_expo2027@pref.ibaraki.lg.jp

3 公募への参加資格

応募者は、以下の要件を全て満たす者であること。

ア 茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと（再認定をした者を除く。）。

エ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号の規定に該当する者でないこと。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 過去5年間に於いて、連続する2日間以上のイベント運営業務の実績があること。

4 手続等に関する事項

(1) 募集関係資料の閲覧方法

- ・次の書類を2に掲げる担当部局へ提出した者へ電子媒体（DVD-R）により交付することとする。
- ・提供資料は本業務のプロポーザル手続きのためにのみ使用することとし、資料の複製は禁止とする。また、本件の手続き完了後、本業務を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）以外に資料提供を受けた者は速やかにデータを廃棄すること。

ア 守秘義務誓約書（様式1）

イ 設計図書等提供申込書（様式2）

(2) 企画提案書などの提出期限等

ア 提出期限

令和8年11月9日（月）午後1時まで（必着）

イ 提出先

2の担当部局

ウ 提出方法

各種提出書類を持参又は郵送（送付記録が残るものに限る）により提出すること。

(3) 本業務の募集及び選定スケジュール

募集要項等の公表	令和8年10月21日（水）
募集要項等に関する質問の受付	令和8年10月22日（木）午前9時 ～10月28日（水）午後1時まで
募集要項等に関する質問への回答公表（予定）	令和8年11月2日（月）
提出書類（資格審査・提案審査）の受付	令和8年11月9日（月）午後1時 まで
提案の説明（プレゼンテーション）	令和8年11月17日（火） ※予備日：18日（水）
優先交渉権者の選定及び公表	令和8年11月下旬
委託業務契約書の締結	令和8年11月下旬

5 事業者の選定

(1) 事業者の選定に関する基本的事項

優先交渉権者の選定は一般公募型プロポーザル方式によるものとし、提案書類の審査に当たっては、公平性及び透明性を確保することを目的に、有識者等により構成される「2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会 茨城県屋外出展運営業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して優先交渉権者を選定する。

なお、選定委員会は、全て非公開とする。

(2) 参加者多数の場合の予備審査

応募者が多数となった場合は、選定委員会において予備審査を行い、プレゼンテーションの対象者を5者程度に選定することがある。

予備審査は、提出された企画提案書及び参考資料により行うものとし、各委員は提案内容を総合的に勘案し、プレゼンテーションを実施する対象者として適当と認める上位5者程度を順位付けするものとする。

なお、予備審査の結果は、本審査の評価に含めないものとする。

(3) 優先交渉権者を選定しない場合

募集において、応募者がいない又はいずれの応募者も本業務を適切に履行する能力を有すると認められない場合、2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会において財源の確保その他事情により本業務を実施することが妥当ではないと判断した場合は、優先交渉権者を選定しないこととする。

また、総合評価点は100点満点中60点を満たさない企画提案は選定の対象としないものとする。

(4) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

イ 提案審査

「2027年国際園芸博覧会 茨城県屋外出展運営業務委託募集要項」に基づき、提案内容を総合的に審査する。

(5) 審査結果の公表

資格審査及び提案審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、本プロポーザルの結果を2の担当部局のホームページを通じて公表する。